

共生・公正・創造

**ユニオン・EYE**<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

“許せない東労組の人権蹂躪・三鷹電車区事件!”

「三鷹電車区で何があったのか!」

JR連合は今、シリーズ「検証・浦和電車区事件の真実」をホームページ上で展開しているが、その1年前に浦和電車区よりもひどい東労組による人権蹂躪があった。その被害者・佐藤久雄さんの当時の日記から再現し、すべてのJR東日本社員の皆さんに事実を訴えたい。それは、規律ある職場秩序を確保し、社員がお互いに信頼し合い、安心して働ける職場を築くためである。

第3回 会社の対応

この事件は、会社が佐藤さんに指示した業務の遂行を妨害するものであるとともに、その結果として、佐藤さんに疲労感、恐怖感、屈辱感などを与え、その適確な業務遂行を困難にしたものであって、会社の職場秩序を乱したものである。

会社は見て見ぬふり

会社はその開始時から、東労組の佐藤さんに対する集団的糾弾行動のほとんどすべての状況を知っていた。ところが会社は何ら制止しようとせず、その行動を容認したばかりか、その後においても参加者に対する懲戒処分をいっさいしなかった。それどころか佐藤さんを非難し、東労組に迎合するかの如き態度をとった。このような会社の態度のために、集団的糾弾行動は長期間に及んで展開された。この間、佐藤さんは、次第に増強していく肉体的疲労、精神的苦痛に耐えながら電車運転業務に勤務することを余儀なくされた。

なんと会社が佐藤さんを運転士からおろす

会社は2000年1月、佐藤さんを保護するという理屈で運転業務に従事させず、日勤勤務に指定してきた。さらに会社は2000年3月、三鷹駅助勤を命じて収拾を図ろうとしたが、三鷹駅においても嫌がらせは続いた。

そして会社は佐藤さんを出向に出す

会社は2000年1月以降、佐藤さんに対して日勤勤務、三鷹駅における助勤勤務などを命じ、佐藤さんを電車運転の業務に従事させないまま、2000年9月には警備会社への出向を命じた。会社は2003年9月に、佐藤さんに対する出向を解除したが、同時に、営業主任として三鷹駅に転勤することを命じ、佐藤さんを電車運転業務に従事させないできた。

会社の動きはすべて東労組の意を介したものの

これらの会社の佐藤さんに対する処遇、取扱いは、東労組の集団的糾弾行動が続くなかで開始されたものである。これは、会社の東労組偏重の労務政策及び管理者らが糾弾行動を阻止、制止しなかったこと、ならびに、佐藤さんが運転士を辞めることは糾弾行動において東労組組合員らが佐藤さんに強要し続けたものであることなどの事実からして、会社が東労組の要求に応じたことによるものであることは明らかである。さらに、会社は、佐藤さんに対する処遇、取扱いと併行して、2000年3月には正当な理由なしに佐藤さんが居住していた社宅からの退去を命令した。さらに、8月には些細な事実を理由に原告に対して訓告処分を通告するという不当な処遇、取扱いにも及んだ。

(次号に続く)